

○警察官の服制に関する規程の運用について

令和7年5月28日

道本装第778号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
この度、警察官の服制に関する規程（平成7年北海道警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。）の一部改正に伴い、みだし通達を次のとおり定め、令和7年6月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「警察官の服制に関する規程の運用について」（令5.3.20道本装第4361号）の通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 趣旨

警察法施行令（昭和29年政令第151号）、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）及び警察官の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）に定めるもののほか、道警察に勤務する警察官の服制に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用 方 針
1 服装等（第2条関係）	(1) 靴は、原則として、黒色短靴とする。ただし、降雨、降雪等の場合には、長靴を着用することができる。 (2) 制服上衣又は活動服の下に着用するワイシャツについては、原則として、制服用ワイシャツとする。ただし、これに代えて白色無地のワイシャツを着用しても差し支えない。 (3) 識別章は、本体及び識別番号を表示した番号標をもって構成する。 (4) 識別章の本体は、警部補以上の階級にある警察官は金色、巡査部長以下の階級にある警察官は銀色であり、階級章にネジで止めて使用し、所属から貸与するスライド脱着方式の番号標をはめ込む。 (5) 番号標に表示する識別番号は、所属を表示するアルファベット2文字と個人を表示する数字3桁で構成し、所属を表示するアルファベット2文字及び各所属に割当て数字3桁は、警察本部装備課長が別に定めるものとする。
2 防寒服等（第3条関係）	(1) 防寒服及び雨衣の着用期間については、警察官用防寒服及び雨衣の使用期間について（昭48.3.8道本例規（務）第14号）により、原則として、次の期間とされているがこれ以外の期間においても、気温の状況等により着用することができる。 ○防寒服 ～ 1月1日から5月15日まで 10月1日から12月31日まで ○雨衣 ～ 3月1日から11月30日まで (2) 防寒服第2種（ブルゾン式）については、制服上衣（夏服を除く。）を着用している場合には、これを着用することはできない。 (3) 雨衣については、交通指導取締り等の日常の活動に従事する場合は、白色面を表にして着用することとし、夜間の密行警ら、警備実施等で所属長が必要と認めたときは、紺色面を表にして着用することができる。
3 活動服等の着用（第4条関係）	(1) 警察官が次に掲げる業務に従事する場合は、制服を着用し、活動服は着用しないこと。 ア 交通安全教育その他各種講習会に係る業務

	イ 受付勤務 ウ 儀式 エ 学校教養（拳銃訓練を除く。） (2) 活動服については、専ら警察本部、方面本部又は警察署内において受付、庶務、企画、指導等の業務に従事する場合は、着用できない。 (3) 「留置業務」とは、看守及び護送業務をいい、専ら留置管理業務に従事する場合は、活動服を着用できない。
4 識別章（第7条の2関係）	(1) 識別章については、名札の着用により責任の明確化が図られること、看守勤務、護送勤務及び治安警備実施に従事する警察官は一般に「日常的に住民と接する制服警察官」とは認められず、識別章を着装する必要がないものとして、その除外規定を設けたものであり、これらの例外は認められない。 (2) 前記以外の留置管理業務に従事する場合は、必ず識別章を着装しなければならない。 (3) 地域警察官が転用勤務により看守勤務又は護送勤務に従事する場合は、識別章の着装を必要としないものであり、勤務変更の都度、識別章を着脱し、又は番号標の裏面を表示すること。 (4) 識別章の番号標の表面を表示することにより適正な職務執行が妨げられる例としては、泥酔者を保護する場合であって、当該泥酔者が番号標の番号を執拗に大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすと認められるときなどが考えられる。 (5) 識別章の番号標の裏面を表示するに当たっては、所属長の承認が必要であること。 (6) 所属長は、職務執行における責任の明確化のための方策として、制服警察官の識別章の着装が盛り込まれた趣旨を踏まえ、その趣旨を逸脱した運用はしないこと。
5 上衣（第8条関係）	専ら窓口業務等に従事する場合で、制服上衣又は活動服を着用しないときは、制服用ワイシャツを着用すること。
6 ネクタイ（第8条の2関係）	活動服の着用が認められた警察官が、活動服を着用しないときも同様に、ネクタイを着用しないことができる。 ボタンを開けるのは第一ボタンまでとし、警察官としてふさわしい端整な身だしなみ及び品位の保持に配意し、服装の乱れなどとみなされることは、厳に慎むこと。 なお、制服を着用する警察官は、制服上衣を着用しないときについて、ネクタイの省略は認められていないので、誤りのないようにすること。
7 礼服の着用等（第9条関係）	(1) 警察官が礼服を着用する場合の具体的な着用基準は、別表のとおりとし、その着用期間は、原則として、冬礼服は冬服、夏礼服は合服及び夏服の着用期間と同様とする。 (2) 夏服着用期間の略礼装は、合服に飾緒及び礼肩章を着装するものとする。 (3) 所属長は、当該所属の警察官から礼服の借用の届出を受けた場合は、おおむね20日前までに、礼服等借用申請書（別記様式）により、警察本部装備課長（札幌方面以外の方面にあつては当該方面本部警務課長）に申請すること。 (4) 礼服で弔意を表す場合は、黒色無地のネクタイを用い、飾緒は着装しないものである。

8 演奏服等の着用等 (第11条、第12条、 第13条、第14条関係)	(1) 第11条から第13条までに規定する特殊な被服等の着用期間については、制服の着用期間に準ずる。 (2) 交通捜査服の着用期間については次のとおりとする。 ○夏服 ～ 6月1日から9月30日まで ○合服 ～ 10月1日から5月31日まで (3) 交通捜査服合服上衣を着用した場合は、原則として制服用ワイシャツ又は白色ワイシャツ及び合ネクタイを着用すること。
9 交通警察官用被服等の着装等 (第15条関係)	(1) 「別に定める」とは、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準について（令6. 4. 1警察庁丙会発第82号、丙交企発第44号）の通達をいう。 (2) 冬期間は、白色の手袋に代えて、黒色無地の防寒手袋を着用すること。
10 現場作業服等の着用 (第16条関係)	(1) 現場活動服及び現場活動帽を着用する場合は、現場活動服用階級表示及び現場活動帽用階級表示を着装すること。 (2) 「各種作業」とは、鑑識活動、実況見分活動、捜索活動等をいう。
11 所属長章等の着装 (第17条関係)	(1) 所属長章等は、制服のみに着装することとし、制服用ワイシャツ、防寒服等には着装しないこと。 (2) 所属長章は、人事異動により、その職を離れるときは、当該所属長章等を後任者に引き継ぐこと。
12 私服の着用 (第19条関係)	(1) 生活安全、刑事又は警備の部門の警察官は、私服を着用して勤務することができるが、これら以外の警察官であっても、職務上必要とする場合は、私服を着用することができる。 (2) 「勤務の性質により私服を着用することが適当であると所属長が認めた場合」とは、対外折衝、部外の会議等への出席等により、私服による勤務が適当であると認める場合をいい、その判断は、所属長が、職務の実情を勘案し行うものである。

※ 別表等は省略